

北九州市立大学大学院研究生規程

平成 17 年 4 月 1 日
北九大規程第 71 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北九州市立大学大学院学則（平成 17 年北九大学則第 2 号）第 46 条第 3 項の規定に基づき、北九州市立大学大学院（以下「本学大学院」という。）の研究生に
関して必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 本学大学院（法学研究科及び社会システム研究科博士前期課程を除く。）に研究生と
して入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学院修士課程又は博士前期課程を修了し、修士の学位を有する者
- (2) 前号と同等以上の学力があると、研究科委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、
学長が認めた者

2 法学研究科及び社会システム研究科博士前期課程に研究生として入学を志願できる者は、
次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業し、学士の学位を有する者
- (2) 前号と同等以上の学力があると、委員会の議を経て学長が認めた者

(出願手続)

第 3 条 本学大学院に研究生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、次
の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学歴の卒業（修了）証明書又は学位記証明書
- (4) 前各号に掲げるもののほか学長が必要と認めるもの

(入学の許可)

第 4 条 入学志願者に対しては、選考のうえ委員会の議を経て、学長が入学を許可する。

(入学の時期)

第 5 条 研究生の入学の時期は、学期の初めとする。

(研究の期間)

第 6 条 研究の期間は、1 年以内とする。ただし、引き続き研究を希望する者に対しては、
1 年を限度として、学長は当該期間の延長を許可することができる。

(研究の方法等)

第 7 条 学長は、委員会の議を経て、研究生を指導する教員（以下「指導教員」という。）を
定めるものとする。

2 研究生は、特定の研究課題について指導教員の指導を受けるほか、当該研究に関連する
授業科目を聴講するときは、あらかじめ研究科長に申し出なければならない。

3 研究科長は、前項の規定による申出を受けたときは、委員会の議を経て、その申出を承認することができる。

4 研究生は、本学の運営上支障のない範囲内において、研究に必要な施設及び設備を使用することができる。

(研究許可の取り消し)

第8条 授業料の納入を怠り督促を受けた者が指定期日までにこれを納入しないときは、学長は、委員会の議を経て、その者に対する研究許可を取り消すことができる。

(証明書の交付)

第9条 学長は、研究修了者に対し、当該研究事項についての証明書を交付することができる。

(その他)

第10条 この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。